



以前、概要をお知らせしました菅総理肝いりの不妊治療対策に関する助成金の詳細が発表されておりますので、一部をご紹介します。

両立支援助成金不妊治療両立支援コースについて

社労士法人ミナジン

■対象となる措置（A：環境整備、休暇の取得等）

次の1～3のすべてを満たした場合に受給することができます。

1：不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備

1. 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を就業規則等に整備し、労働者に周知したこと
2. 不妊治療と仕事の両立に関して、社内ニーズを調査したこと
3. 不妊治療と仕事の両立を支援する両立支援担当者を選任し、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、不妊治療休暇・両立支援制度の利用を円滑にするための措置を定めたプランを策定したこと
4. 当該プランに基づき、不妊治療休暇・両立支援制度を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

2：不妊治療を行っている労働者が、プランに基づき、次の（1）～（6）の不妊治療休暇・両立支援制度のうち、いずれかの制度又は各制度を組み合わせて、1年度内に合計して5日（回）以上利用させたこと

<不妊治療休暇・両立支援制度の内容>

制度内容	
(1) 不妊治療休暇制度 不妊治療のために利用可能な休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含む。労働基準法第39条の規定による年次有給休暇は除く。）	(2) 所定外労働制限制度 所定労働時間を超えて労働させない制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるもの。
(3) 時差出勤制度 1日の所定労働時間を変更することなく始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるもの。	(4) 短時間勤務制度 1日の所定労働時間を短縮する制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるもの。
(5) フレックスタイム制 一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻を自ら決め利用できる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるもの。	(6) テレワーク 事業主の指示のもと、労働者が、自宅等において情報通信技術（ICT）等を活用して業務を実施することができる制度であって、不妊治療を受ける労働者も利用可能であるもの。

3：利用後の継続勤務体制

制度利用者について、申請日において雇用保険被保険者として継続雇用していること。正規雇用から有期雇用とする雇用形態の変更等を行っていないこと。

■対象となる措置（B：長期休暇の加算）

Aの支給を受けた中小企業事業主であって、次の1及び2を満たした場合に受給することができます。

1. 不妊治療のための休暇の取得プランに基づき、不妊治療のための休暇を20日以上連続して取得させ、原職等に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと（A 1.（1）の利用者を含む。）
2. 休暇取得者について、本助成金の支給申請日において雇用保険被保険者として継続雇用していること。正規雇用から有期雇用とする雇用形態の変更等を行っていないこと。

■支給額

本コースは以下の額が支給されます。ただし、1 中小企業事業主当たり、A及びBに掲げる助成金について一の年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）において支給するものです。

A 環境整備・休暇の取得等

中小企業事業主 28.5 万円（36 万円）（1 回限り）

B 長期休暇の加算

中小企業事業主 28.5 万円（36 万円）

※（ ）内は生産性要件を満たした場合の支給額です。

もっと知りたい方は厚生労働省HPで

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

■受給手続き

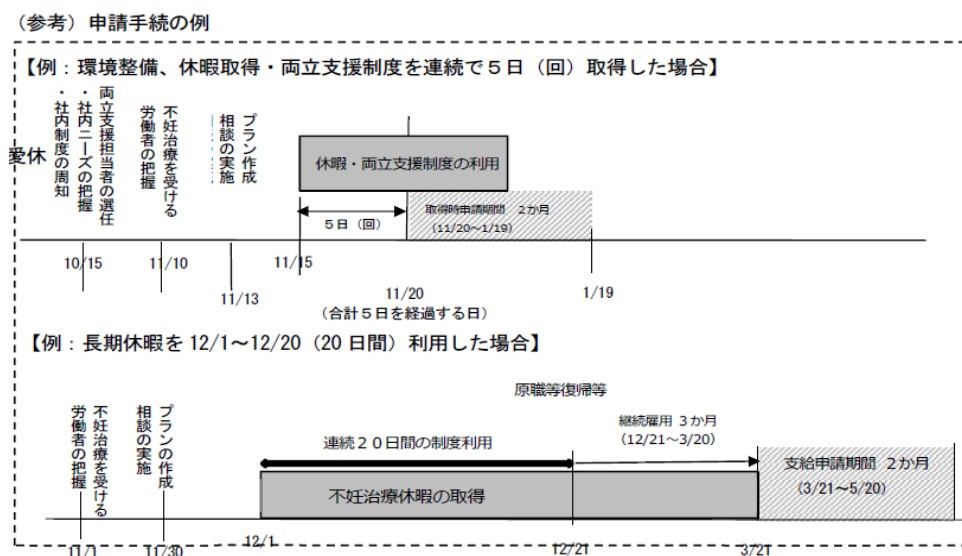
本コースを申請しようとする事業主は、支給要件を満たした日の翌日から申請することができ、申請期限は、以下のとおりです。支給申請書に必要な書類を添えて、管轄の労働局雇用環境・均等部（室）へ支給申請してください。

A. 環境整備、休暇の取得等

不妊治療休暇・両立支援制度の利用日（回）が合計して5日（回）を経過する日の翌日から2月以内

B. 長期休暇の加算

不妊治療休暇の取得期間が連続20日以上の場合、当該休暇終了日の翌日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内



MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] roumu@minagine.co.jp [Web] <https://minagine.co.jp>